平成２４年（フ）第６６００号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1921―19―309
債務者　小林麻依未（旧姓山元）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６１３号
埼玉県八潮市大字木曽根965―６　上木コーポ20号
債務者　白須　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６１９号
千葉県柏市旭町４丁目６―３―102
債務者　柴山　匠司
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６２１号
神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢中町29―１―409
債務者　阿部　　忍
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８６号
静岡市葵区富沢342番地
債務者　谷津　未央
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１号
静岡県浜松市東区将監町36番地の４　佐上ビル302
債務者　安保　園子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５６０号
東京都小金井市前原町３丁目18番19―107号　日興パレス小金井Ⅱ
債務者　藤原今日子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１８号
北海道帯広市新町東３丁目６番地
債務者　池田　美映（旧姓中島・奥本）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６４９８号
東京都足立区綾瀬３丁目４―９―603
債務者　高橋喜代子（旧姓柳原）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５１３号
東京都東村山市本町２丁目22―15―407
債務者　今岡　正治
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５８５号
東京都江東区東砂２丁目６―５―503
債務者　伊東　久子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１号
栃木県那須郡那珂川町松野1237番地１
債務者　水戸　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２１２号
静岡県袋井市小山1319番地の５
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
島根県益田市下種町1674番地４、前住所島根県益田市高津２丁目13番３号コーポ伸紀103号室
債務者　森脇　雄大（旧姓尾木）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１１号
島根県益田市下種町1674番地４、前住所島根県益田市高津２丁目13番３号コーポ伸紀103号室
債務者　森脇　由奈
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部